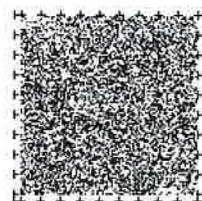




— 目黒区人権に関する意識調査から —

目黒区



はじめに

誰もがひとりの人間として尊重される。この当たり前のことが実現していない状態が、人権が守られていない状態です。人権が守られていない状態の人は、誰にも悩みを打ち明けられず、深刻な状況に陥っているかもしれません。しかし、人権侵害を受けて当たり前の人はいないのです。「同じ人間なのだから、人間として尊重して」と言える権利が「人権」です。

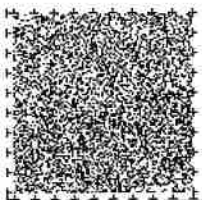
目黒区は、すべての人が人間として平等に大事にされる社会の実現を目指し、広く人権施策を推進しています。この冊子は、区が平成30年度に実施した「人権に関する意識調査」の結果をもとに作成しました。多くの人権課題について「差別や人権侵害が存在する」と考える割合は、前回の調査結果（25年度）よりも増加しており、一層の取組を進めていくことが求められています。

人権が尊重される社会の実現には、一人ひとりの取組が欠かせません。「人権侵害かも」と思ったら、すぐに信頼できる人や、相談機関に相談してください。

この冊子が、区民の皆様一人ひとりが生き生きと輝く幸せな人生を送れるよう、ご一緒に考えていくための一助となれば幸いです。

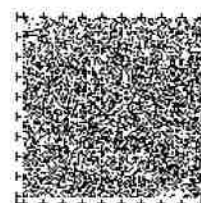
令和2年3月

目 黒 区



目 次

人権について考えてみましょう	1
男女平等について	3
性の多様性について	5
子どもの人権について	7
高齢者の人権について	9
障害者の人権について	11
部落差別（同和問題）について	13
外国人と人権について	15
エイズと人権について	17
インターネットに関する人権について	18
その他の人権課題について	19
人権尊重社会のためにあなたの行動が必要です	20



人権について 考えてみましょう



“人権”なんて自分とは関係ない、と思っていませんか。
いじめや差別は、なぜしてはいけないことなのでしょう。

“人権”は、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、だれもが生まれながらに持つ権利」です。

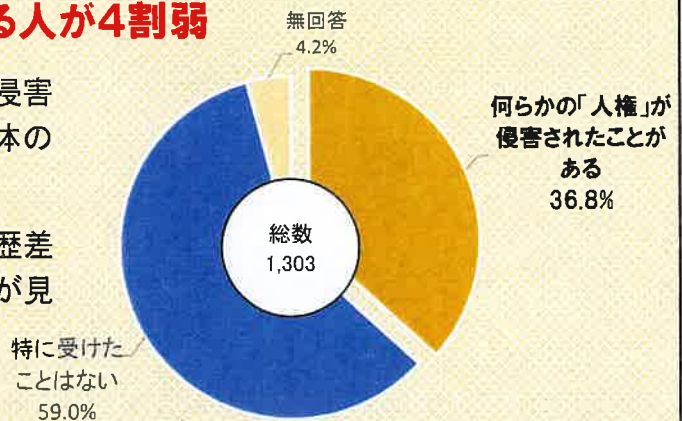
目黒区では、平成30年10月に、区民の皆さん3,000人を対象として、人権に関する意識調査を実施しました。

目黒区の調査から

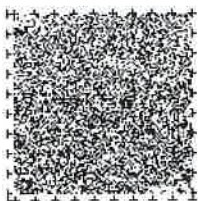
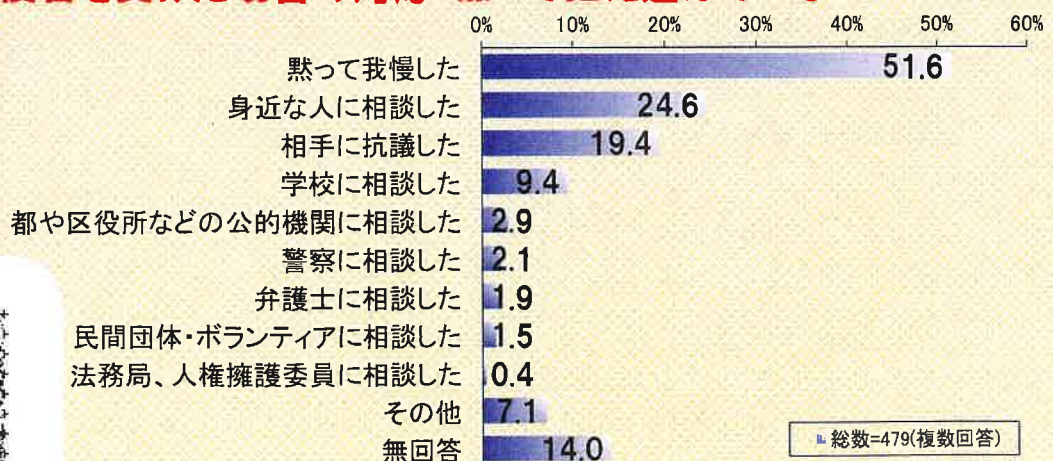
● 人権を侵害されたことがある人が4割弱

これまでに自分や家族の「人権」が侵害されたことがあるという回答者が全体の36.8%となっています。

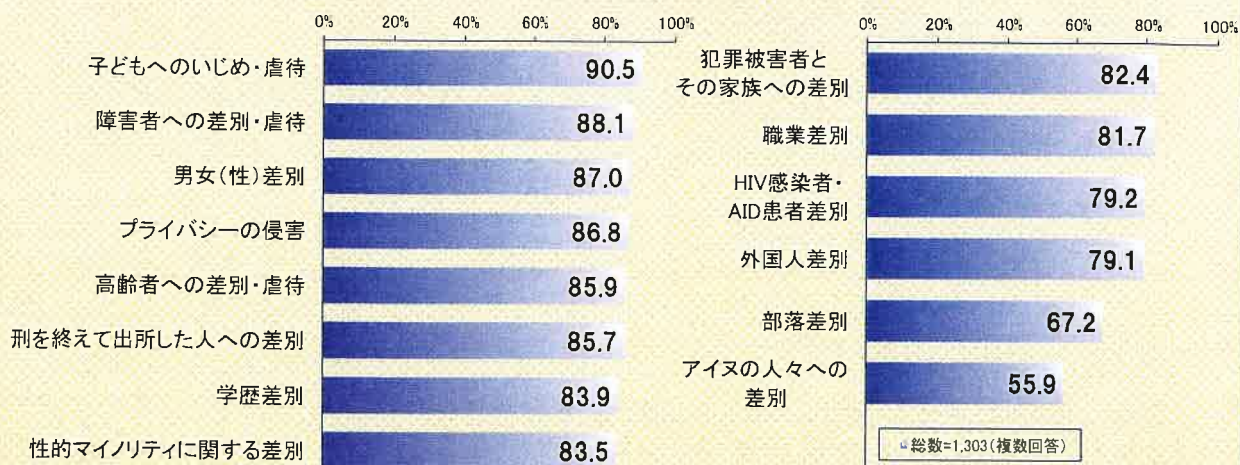
具体的には、「男女（性）差別」「学歴差別」「子どもへのいじめ・虐待」などが見られます。



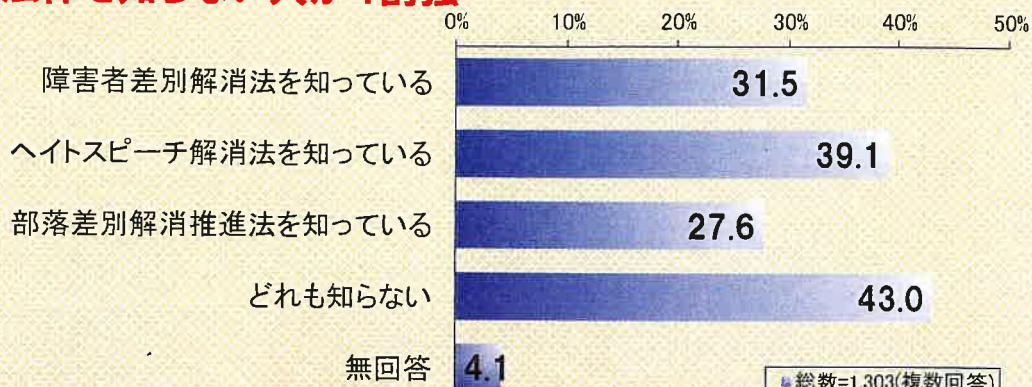
● 人権侵害を受けた場合の対応：黙って抱え込んでいる



● 差別や人権侵害が「存在する」と考える人の割合



● 3つの法律を知らない人が4割強



差別解消に向けた様々な法律が施行されています

障害者差別、許さない。

**障害者差別
解消法**

2016年4月施行

ヘイトスピーチ、許さない。

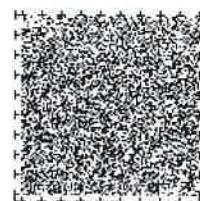
**ヘイトスピーチ
解消法**

2016年6月施行

部落差別、許さない。

**部落差別
解消推進法**

2016年12月施行



男女平等について

男女が平等に共同参画する社会をめざして

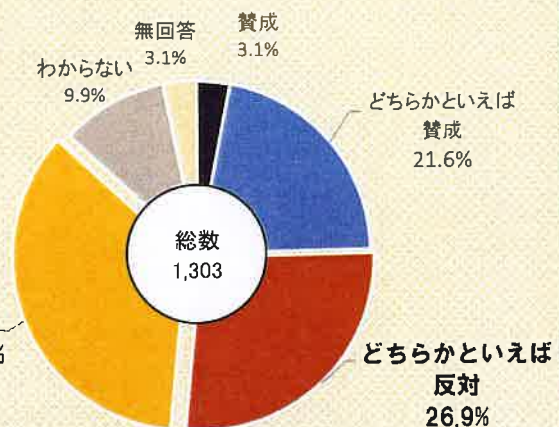
男女が社会の対等な構成員として、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる「男女平等・共同参画社会」の実現を目指すことが、今日の私たちに求められています。しかし、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担については否定的な意識が強くなっているものの、いまだに根強く残っており、多くの場面で男性優遇と考えられています。セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力（DV）も問題となっています。



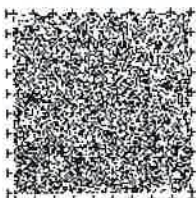
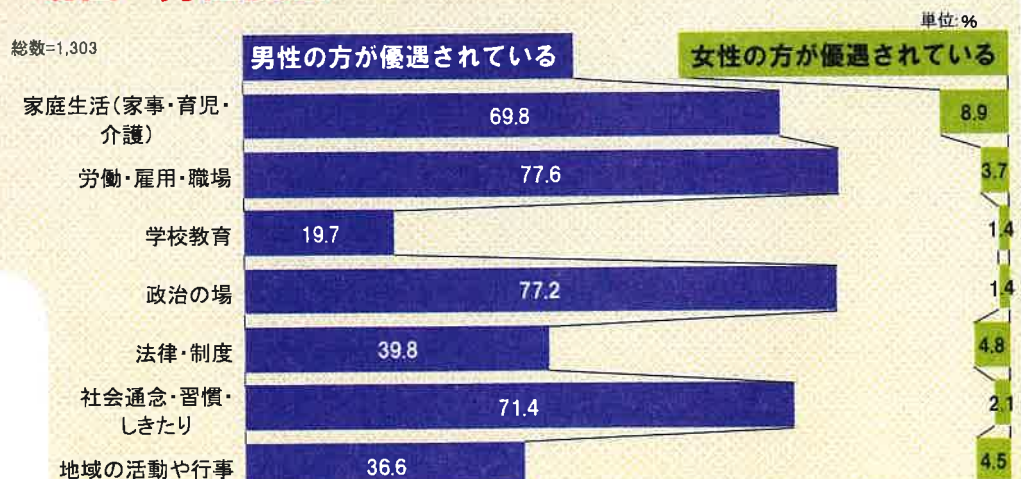
目黒区の調査から

●男女の役割分担に反対が6割

『男は仕事、女は家事・育児』という男女の役割分担の考え方について、“反対（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）”が62.3%、“賛成（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）”が24.7%であり、“反対”の意識が強くなっています。



●多くの場面で男性優遇と意識されている



- ☑ 固定的な性別役割分担意識にとらわれていませんか。性別にかかわらず、誰もが働きながら家事や育児・介護などを両立できる環境が望まれています。ワーク・ライフ・バランスの向上に努めましょう。
- ☑ 意思決定や政策・方針決定の場で、女性の参画が不足していませんか。
- ☑ セクシュアル・ハラスメントを予防するには、相手が不快な気持ちになっていないか推測することが大切です。互いの人格や多様な個性、能力を尊重しましょう。
- ☑ 自分や身近な人が“DVを受けている”と思ったときは、ためらわず相談しましょう。

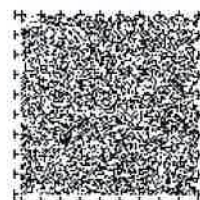
法律等の動き

- ◆**雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）の改正**（平成 28 年 3 月、令和元年 6 月）：平成 28 年の改正では、事業者に対して、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置義務が新設され、令和元年の改正では、セクシュアル・ハラスメント対策の強化等が定められました。
- ◆**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の改正**（令和元年 6 月）：一般事業主行動計画の策定義務の対象が、常用労働者 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されること等が定められました。
- ◆**目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例の制定**（平成 14 年 3 月、令和 2 年 3 月に「**目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例**」に改正）：固定的な性別役割分担の解消や、性別等に基づく差別の解消などに向けての基本理念、区・区民・事業者の責務、区が実施する推進施策等を定めました。

ご相談はこちらへ

目黒区	電話番号、FAX 番号	対応時間等
男女平等・共同参画オンブズ （苦情処理機関）相談 男女平等・共同参画を阻害する事項やセクシュアル・ハラスメントの相談など。	☎ 03-5722-9601 FAX03-5721-8574	予約制。日時は相談に応じます
法律相談	☎ 03-5721-8570 FAX03-5721-8574	女性対象、予約制・面談 8月を除く第2・4土曜日 9:30～12:05
からだの相談	☎ 03-5721-8573 FAX03-5721-8574	女性対象 8月を除く第1・3土曜日 10:00～12:00
こころの悩みなんでも相談 （DV 相談を含む）	☎ 03-5721-8572 FAX03-5721-8574	火・木～土曜日 10:00～16:00 水曜日 18:00～21:00

東京都ほか	電話番号	対応時間等
東京ウィメンズプラザ	☎ 03-5467-2455	毎日 9:00～21:00 （年末年始を除く）
性暴力救援ダイヤル NaNa	☎ 03-5607-0799	24 時間 365 日受付



性の多様性について

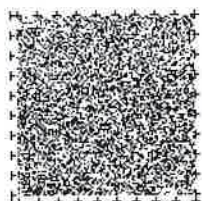
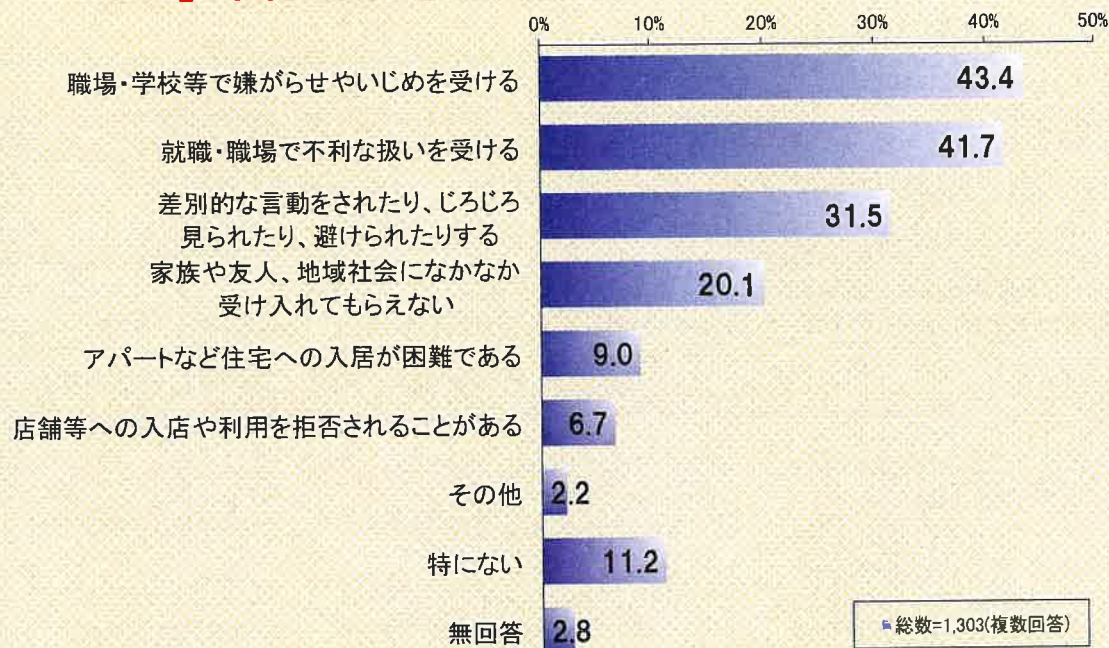
誰もがありのままで、自分らしく生きるために

人の恋愛・性愛対象がどういう性別に向かうかを示す概念を「性的指向」、自己の性別をどのように認識しているかを示す概念を「性自認」といいます。性的指向は異性愛とは限りません。また、性自認は「からだの性」と「こころの性」が一致しているとは限らず、「男性」「女性」という典型的な2区分だけではない多様な姿があります。しかし、典型的ではない性的指向、性自認の人々が偏見の目で見られたり、差別的な取扱いを受けたり、学校等でのじめの対象とされることがあり、深刻な問題となっています。



目黒区の調査から

● 性的マイノリティに関する特にひどい人権問題： 「いじめ」「不利な扱い」



- ☑ 性の多様性について正しく理解していますか。異性愛や、「からだの性」と「こころの性」が一致していることがあたりまえだと思込んでいませんか。
- ☑ 性的指向・性自認を理由とした職場や学校でのいじめや差別を見逃していませんか。
- ☑ 性的指向・性自認が自分とは異なる人を差別せず、互いに認めあうようにしましょう。
- ☑ 自分は「支援者、理解者（ALLY＝アライ）」であることを積極的に発信しましょう。
- ☑ アウティング（本人の了承なしに、性的指向・性自認等について口外すること）は、絶対にしないようにしましょう。

法律等の動き

- ◆ **東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の制定**（平成30年10月）：性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、差別解消の取組の推進について定められました。
- ◆ **目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例の改正**（令和2年3月）：名称を「**目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例**」に改め、性的指向や性自認による差別の解消など、性の多様性尊重に向けた理念を盛り込みました。

SOGI ー性の多様性を理解する、大切な視点「ソジ・ソギ」ー

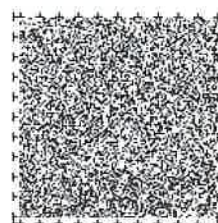
「SOGI」とは、**S**exual **O**rientation（性的指向）and **G**ender **I**dentify（性自認）の頭文字をとった言葉で、誰にでも当てはまる「性」の概念です。

一方で、「**LGBT**」は、**L**esbian（レズビアン・女性同性愛者）、**G**ay（ゲイ・男性同性愛者）、**B**isexual（バイセクシュアル・両性愛者）、**T**ransgender（トランスジェンダー・心の性と身体の性が不一致な人等）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの総称として用いられます。

ご相談はこちらへ

目黒区	電話番号、FAX 番号	対応時間等
男女平等・共同参画オンブズ （苦情処理機関）相談 性の多様性尊重に向けた社会づくりを阻害する事項の相談など。	☎ 03-5722-9601 FAX03-5721-8574	予約制。日時は相談に応じます
こころの悩みなんでも相談 こちらでもお話をお伺いしています	☎ 03-5721-8572 FAX03-5721-8574	火・木～土曜日 10:00～16:00 水曜日 18:00～21:00

東京都	電話番号	対応時間等
性自認及び性的指向に 関する専門電話相談	☎ 03-3812-3727	火曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く）18:00～22:00



子どもの人権について

子どもたちが元気に過ごすことのできるまちをめざして

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。一人の人間として尊重され、自らの意思で生き生きと成長していくことを見守る必要があります。

「子どもを一人の人間として尊重する社会が望ましい」という考え方は支持されていますが、その反面、国内ではいじめや児童虐待、教師や保護者による体罰などが深刻な問題となっています。



目黒区の調査から

● 特にひどい人権問題:「いじめ」

児童・生徒がみんなから仲間はずれにされたり、暴力を振るわれたり、差別的な扱いを受けたりする

保護者が子どもの世話をしなかったり、体罰を加えたりする

児童・生徒が性的な対象として扱われる

児童・生徒が教師から体罰や暴言を受ける

保護者が子どもに自分の考えを押しつける

学校の部活動などで、理不尽な指図やシゴキを受ける

その他

特にない

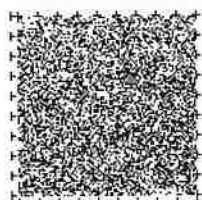
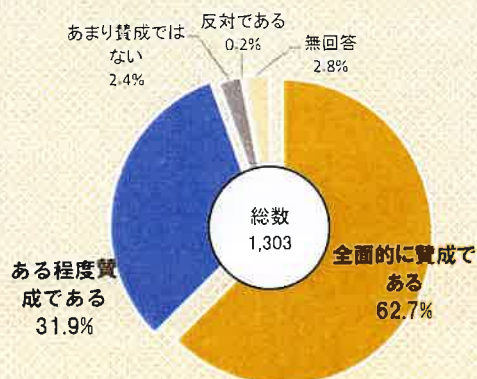
無回答



● 「子どもを一人の人間として尊重する社会が望ましい」という考え方が支持されている

「子どもを一人の人間として尊重する社会が望ましい」という考え方について、

“賛成(「全面的に賛成である」と「ある程度賛成である」の合計)”は94.6%、“反対(「反対である」と「あまり賛成ではない」の合計)”は2.6%であり、“賛成”が“反対”を大幅に上回っています。



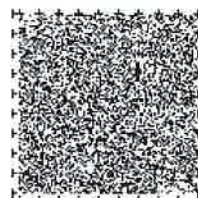
- ☑ 子ども一人ひとりが大切な人間として尊重されていますか。
- ☑ 子どもが毎日を安心して過ごすことができる居場所がありますか。
- ☑ 子どもを一人の人間として尊重し、保護者や教師による体罰を根絶しましょう。
- ☑ いじめや虐待、体罰を見逃さず、見つけた場合は関係機関に通報しましょう。
- ☑ 子どもや保護者が周囲から孤立しないような環境をつくりましょう。
- ☑ 家族そろって過ごす時間を大切にするなど、子どもの話をよく聞き、一緒に考えるようにしましょう。

法律等の動き

- ◆**児童福祉法の改正**（平成 28 年 6 月）：児童の権利を明確に定めるとともに、児童虐待の発生予防から自立支援までの対策の強化が図られました。
- ◆**児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）等の改正**（令和元年 6 月）：親などによる体罰の禁止や児童相談所の体制を強化することが定められました。
- ◆**東京都子供への虐待の防止等に関する条例の制定**（平成 31 年 3 月）：子供を権利の主体として尊重することや、保護者による体罰の禁止などが定められました。
- ◆**目黒区子ども条例の制定**（平成 17 年 12 月）：子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりの基本の考え方や、大人の役割等を定めました。
- ◆**目黒区いじめ防止対策推進条例の制定**（平成 29 年 3 月）：いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策について、基本理念や学校の責務等を定めました。

ご相談はこちらへ

目黒区	電話番号、FAX 番号	対応時間等
児童虐待相談・通告窓口	☎ 03-5722-9743 FAX03-5722-9684	月～金曜日 8:30～17:15
子ども相談室 「めぐろ はあと ネット」	☎ 0120-324-810	水～土曜日 10:00～17:00
東京都、法務省	電話番号	対応時間等
児童相談（東京都）	☎ 03-3474-5442	月～金曜日 9:00～17:00
子どもの人権 110 番	☎ 0120-007-110	全国共通・無料
夜間・土日等の緊急相談	☎ 189 児童相談所全国共通 ダイヤル「いちはやく」 ☎ 110 警察	



高齢者の人権について

住み慣れた地域で自分らしく充実した生活を送るまちをめざして

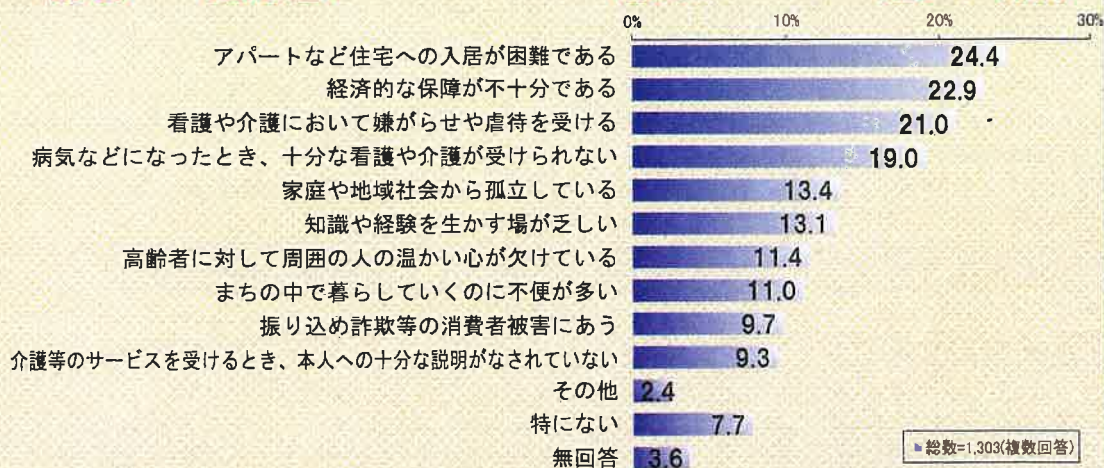
わが国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景に、世界でも類を見ない速さでの高齢化が進んでおり、総人口の4人に1人以上が65歳以上となっています。共生社会の考え方は支持されており、高齢期を豊かに過ごすことのできる地域づくりが望まれる一方で、国内では年齢を理由として社会参加の機会を与えられていなかったり、介護を必要とする高齢者に対する虐待が問題となっています。



目黒区の調査から

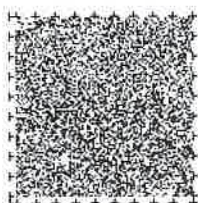
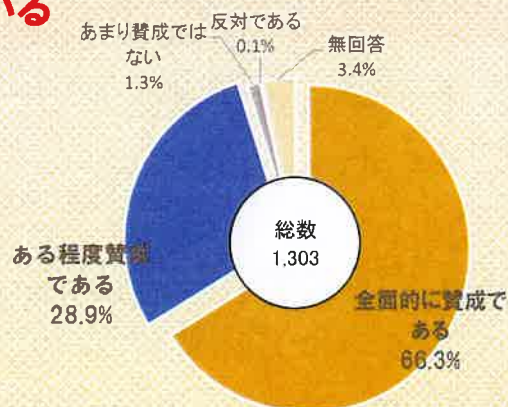


● 高齢者の人権問題は、住居への入居困難と不十分な経済的保障



● 共生社会の考え方が支持されている

「高齢者も他の人々とともに地域の中で暮らしていける社会（共生社会）」という考え方について、“賛成”は95.2%、“反対”は1.4%であり、“賛成”が“反対”を大幅に上回っています。



- ☑ 高齢者の尊厳が守られ、生き生きと生活をしていくためには、どのような心構えが必要なのでしょうか。
- ☑ 年齢にかかわらず働くことができる場や、安心して暮らせる居場所を確保するためには、一人ひとりに何ができるのでしょうか。
- ☑ 高齢者が自己決定できること、自分らしい人生が全うできること、家族や地域が支えること、さらに他者から人権や財産を侵されないという視点で考えることが大切です。
- ☑ 高齢者についての理解を深め、隣人、ボランティアなど、地域との関わりで高齢者を支えていきましょう。
- ☑ 高齢者虐待が疑われるケースを見つけた場合は関係機関に通報しましょう。

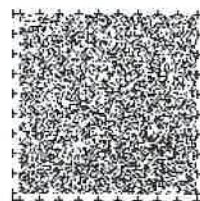
法律等の動き

- ◆ **高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）の制定**（平成 17 年 11 月）：高齢者の権利利益の擁護に向けて、高齢者虐待の防止等についての国や地方自治体等の責務や、虐待を受けた高齢者の保護、養護者への虐待防止に向けた支援などが定められました。
- ◆ **高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正**（平成 24 年 9 月）：65 歳未満の定年を定めている企業における継続雇用制度が拡充されました。
- ◆ 厚生労働省では、令和 7 年（2025 年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（**地域包括ケアシステム**）の構築を推進しています。

ご相談はこちらへ

目黒区の**地域包括支援センター**

21 ページ参照



障害者の人権について

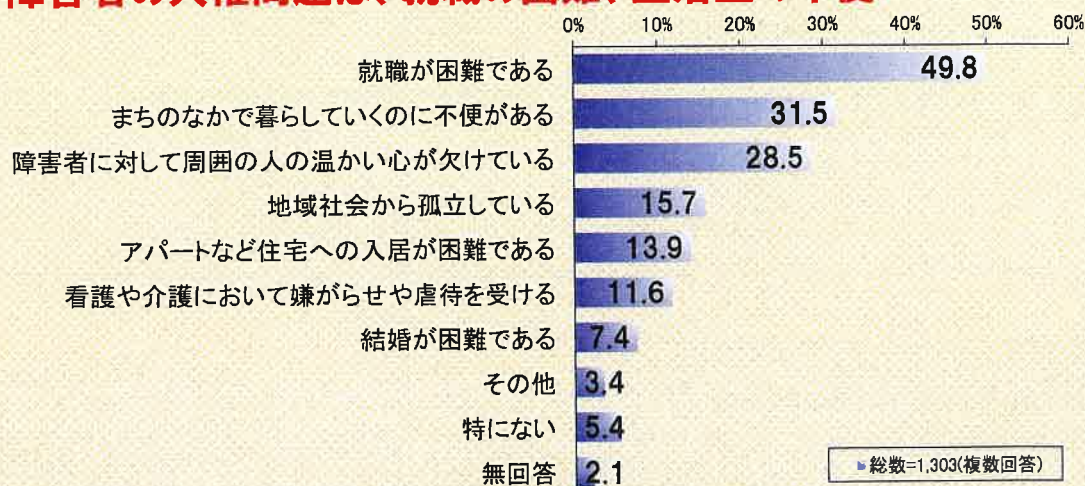
障害の有無にかかわらず、地域で自分らしく生きることができるまちをめざして

障害の有無にかかわらず、すべての人にとって住みやすく平等な社会をつくるためには、国や都道府県、区市町村といった公的機関が取組を行うだけではなく、社会全体として障害について十分理解し、必要な配慮をしていくことが必要です。共生社会の考え方は支持されていますが、その一方で、社会には障害を理由とした差別が存在しており、解消が急務となっています。



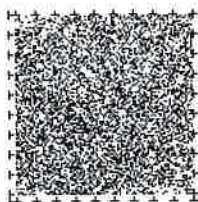
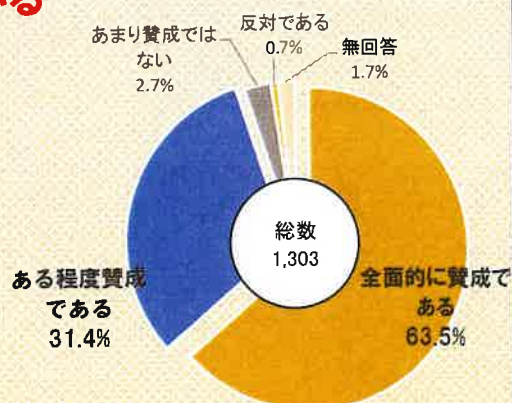
目黒区の調査から

● 障害者の人権問題は、就職の困難、生活上の不便



● 共生社会の考え方が支持されている

「障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いともに生きていく社会（共生社会）」という考え方について、“賛成”は94.9%、“反対”は3.4%であり、“賛成”が“反対”を大幅に上回っています。



- ☑ 障害のある人の行動や社会参加を阻んでいる様々な障壁（バリア）には、どんなものがあるでしょうか。
- ☑ はじめから障害のある人が参加しやすい、利用しやすいようにしていますか。
- ☑ 障害について理解し、困っている障害者に接した際には、本人の希望に応じて支援するようにしましょう。
- ☑ 虐待が疑われるケースを見つけた場合は関係機関に通報しましょう。
- ☑ 障害のある人が障害のない人と同様、能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送れるよう協力・支援しましょう。
- ☑ 障害のある人もない人も、お互いを理解し、支え合うようにしましょう。

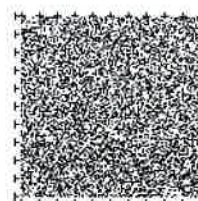
法律等の動き

- ◆**障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の制定**（平成 23 年 6 月）：障害者の権利利益の擁護に向けて、障害者虐待についての国や地方自治体等の責務や、虐待を受けた障害者の保護、養護者への虐待防止に向けた支援などが定められました。
- ◆**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の制定**（平成 25 年 6 月：施行は平成 28 年 4 月）：行政機関、事業者に対し、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止するとともに、社会的バリアを除くために何らかの対応が必要と伝えられたときに、負担が重すぎない程度で対応すること（合理的な配慮の提供）の義務（事業者は努力義務）が定められました。
- ◆**東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例の制定**（平成 30 年 7 月）：障害を理由とする差別の解消についての都、都民及び事業者の責務や、合理的配慮の提供について、行政機関だけではなく事業者に対しても義務化することなどが定められました。

ご相談はこちらへ

目黒区	電話番号、FAX 番号	対応時間等
障害者虐待防止センター	☎ 03-5722-8718 FAX03-3715-4424	月～金曜日 8:30～17:15 夜間・休日・年末年始は留守番電話
障害者差別解消法について	☎ 03-5722-9848	月～金曜日 8:30～17:00

東京都	電話番号	対応時間等
障害者権利擁護センター （広域支援相談員）	☎ 03-5320-4223 FAX03-5388-1413	月～金曜日 9:00～17:00



部落差別(同和問題)について

部落差別問題を正しく理解し、差別のないまちをめざして

部落差別問題とは、近世封建社会の社会的な仕組みとしての身分制度などにより、歴史的、制度的に形成された人々の心の中にある差別意識が、現在においてもなお、さまざまな形で現れる社会的な差別のことです。被差別部落に生まれた人々が、不当に社会的不利益を受け、不平等を強いられ、人間としての誇りを傷つけられるような差別があります。これが部落差別です。現実には、結婚に反対する結婚差別、身元調査により出身を調べて採用をしない就職差別などの差別事象が起きています。



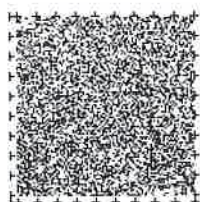
目黒区の調査から

● 子どもの結婚相手が「被差別部落(同和地区)」出身であるとわかると、否定的になる意識が目立つ

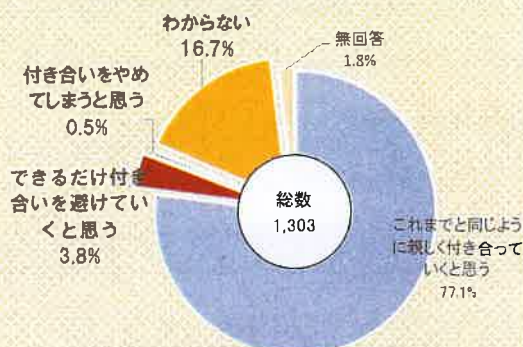
親しい隣近所の人「被差別部落(同和地区)」出身であるとわかったら、「わからない」も含めて、付き合いを変える、控えていくという人が2割強もいます。

そして、回答者の子どもの結婚相手が被差別部落(同和地区)出身であるとわかったら、6割近くが「結婚には反対する」「賛成はしないが、結婚する2人が決めたことなので仕方がないと思う」「わからない」と回答しています。

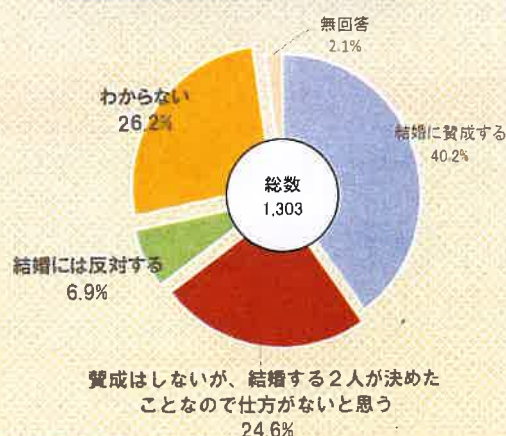
身近になるほど否定的になる傾向がみられます。



親しい隣近所の人



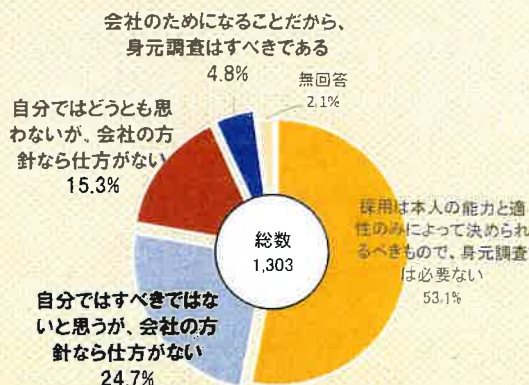
子どもの結婚相手



● 採用試験で「身元調査を認める」回答が5割近い

就職にあたり、採用試験の際に行われる身元調査は、本人に責任のない理由で採用の可否が決められ、就職差別につながる許されない行為です。

身元調査を認めるという回答が5割近くを占めており、未だに差別意識が存在することを示す結果となりました。



- ☑ 部落差別（同和問題）をなくすためには、私たち一人ひとりが、まず正しく理解し、差別について知るとともに、差別をしたり、見逃したりすることのないよう行動していくことが大切です。
- ☑ 採用にあたっての身元調査など、差別につながる行為は行ってはいけません。
- ☑ 部落差別につながる個人調査や土地調査行為は、差別や偏見に基づく他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

法律等の動き

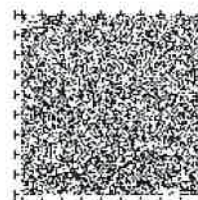
◆部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）の制定（平成28年12月）

「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と明記されました。部落差別の解消のため、国や地方自治体の責務や、相談体制の整備、教育の充実等の取組を行うことが定められました。

ご相談はこちらへ

目黒区	電話番号、FAX 番号	対応時間等
人権身の上相談	☎ 03-5722-9280 FAX03-5722-9469	第1・3木曜日 13:00～16:00 当日受付は 13:00～15:00 予約電話は 8:30～17:00

東京都	電話番号	対応時間等
同和問題に関する 専門相談	☎ 03-6240-6035	火曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00



外国人と人権について

世界の多様な文化を認め合うまちをめざして

令和2年2月1日現在、目黒区には約9,700人（総人口の約3%）の外国人が暮らしており、その数は近年急速に増加しています。

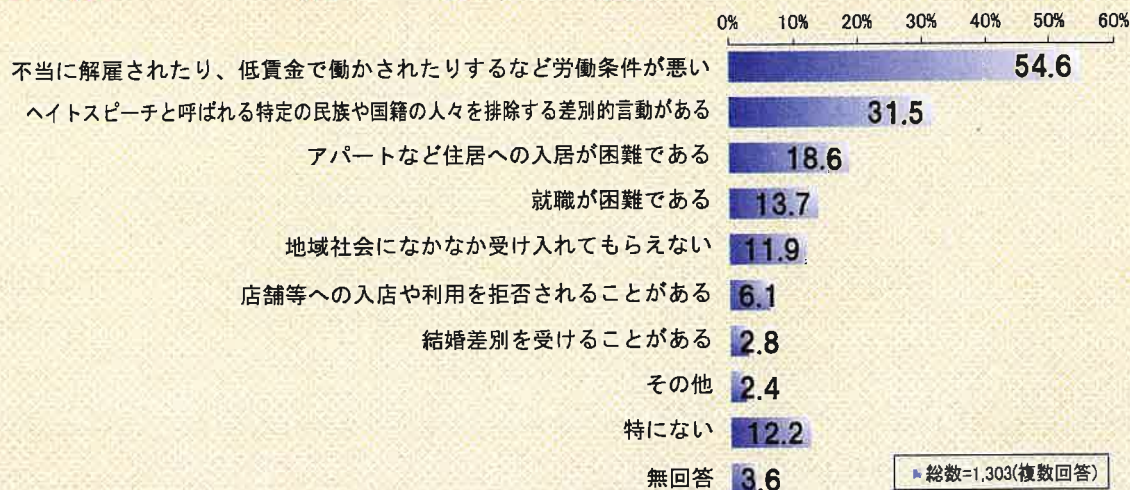
こうした中で、国内では言語、宗教、文化、習慣などの違いから、外国人が賃貸住宅への入居を断られたり、入店に難色を示されたりする現状があります。

また、特定の国籍の人を排斥する趣旨の言動が公然と行われるヘイトスピーチも、大きな社会問題となっています。



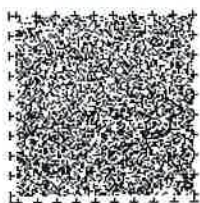
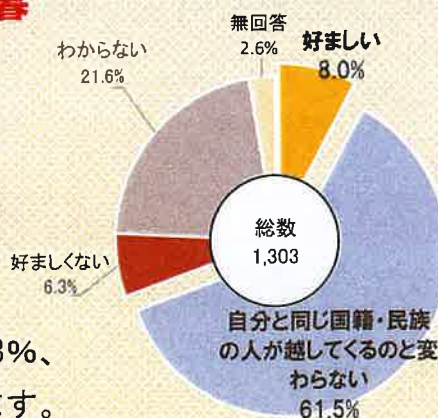
目黒区の調査から

● 特にひどい人権問題：劣悪な労働環境、ヘイトスピーチ



● 区民の多くは、外国人と同じ地域に暮らすことに違和感を抱いていない

外国人（自分とは異なる国籍・民族）が隣に引っ越してきた場合の意識について、「好ましい」が8.0%、「自分と同じ国籍・民族の人が越してくるのと変わらない」が61.5%であり、「好ましくない」は6.3%、「わからない」は21.6%となっています。



- ☑ 外国人が日本で暮らしていく中で直面する問題には、何があるでしょうか。
- ☑ 外国人は、差別や言葉や文化の違いに悩み、戸惑っているかもしれません。地域社会に住む誰もが、共に安全・安心に暮らすことを望んでいます。互いの文化や生活習慣を理解、尊重しましょう。
- ☑ 外国人労働者に対して差別的な対応をせず、法令に基づく適切な環境を整備しましょう。
- ☑ 出会った外国人に自ら話しかけるなど交流を図り、在住外国人が地域社会に溶け込めるきっかけづくりをしましょう。

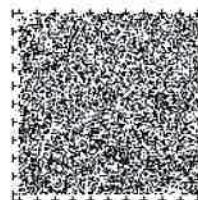
法律等の動き

- ◆**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)の制定**(平成 28 年 6 月): 不当な差別的言動の解消のため、国や地方自治体の責務や、相談体制の整備、教育の充実等の取組を行うことが定められました。
- ◆**出入国管理及び難民認定法の改正**(平成 30 年 12 月): 人材不足が深刻な 14 業種を対象に、一定の技能と日本語能力のある外国人に日本での就労を認める新たな在留資格「特定技能」が創設されました。
- ◆**東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の制定**(平成 30 年 10 月): ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進のため、都が保有する公の施設の利用制限や拡散防止措置などが定められました。

ご相談はこちらへ

目黒区	電話番号	対応時間等
外国人相談	☎ 03-5722-9187	【英語対応】月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
	☎ 03-5722-9194	【中国語対応】月・火・水・金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00
		【ハングル対応】毎月第1・第3木曜日 10:00～12:00、13:00～17:00
		【タガログ語対応】毎月第2・第4木曜日 10:00～12:00、13:00～17:00

法務省	電話番号	対応時間等
外国人のための 人権相談所 (外国語人権相談 ダイヤル)	☎ 0570-090911	中国語、韓国語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、 ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00



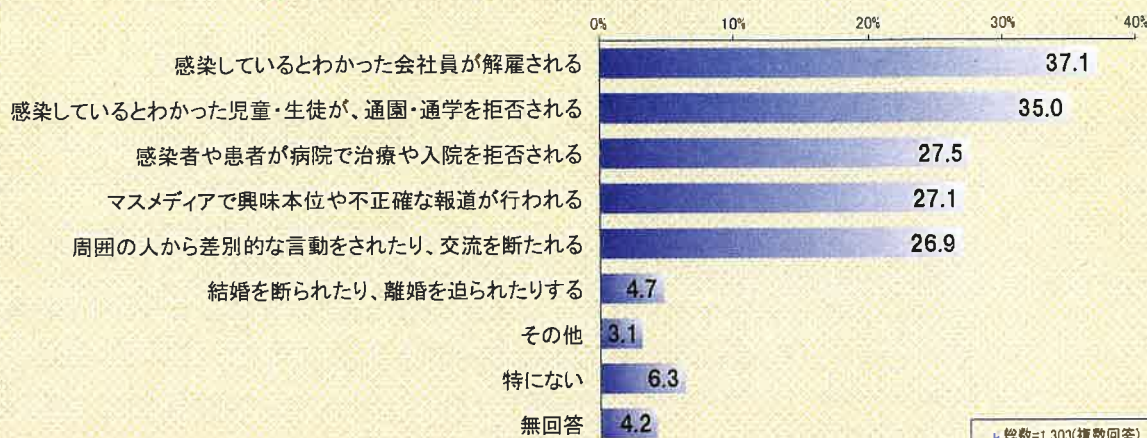
エイズと人権について

HIV・エイズの治療方法は飛躍的に進歩しているものの、誤解が残っています



目黒区の調査から

● 特にひどい人権問題:解雇、通園・通学拒否

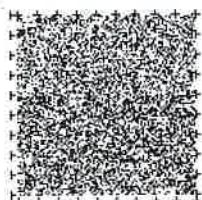


- ☑ HIV の感染力は弱く、咳やくしゃみ、コップの回し飲み、入浴やプールなど、日常生活で感染することはありません。
- ☑ HIV に感染しても早期発見・治療により発症を防ぐことができます。平均余命は感染していない人とあまり変わりません。
- ☑ HIV・エイズを正しく理解し、身近な問題としてとらえて誤解や偏見をなくしましょう。

ご相談はこちらへ

目黒区	電話番号	対応時間等
保健予防課感染症対策係	☎ 03-5722-9896	月～金曜日 8:30～16:30

東京都	電話番号	対応時間等
HIV／エイズ 電話相談	☎ 03-3292-9090	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日、日曜日、祝日 14:00～17:00(年末年始を除く)



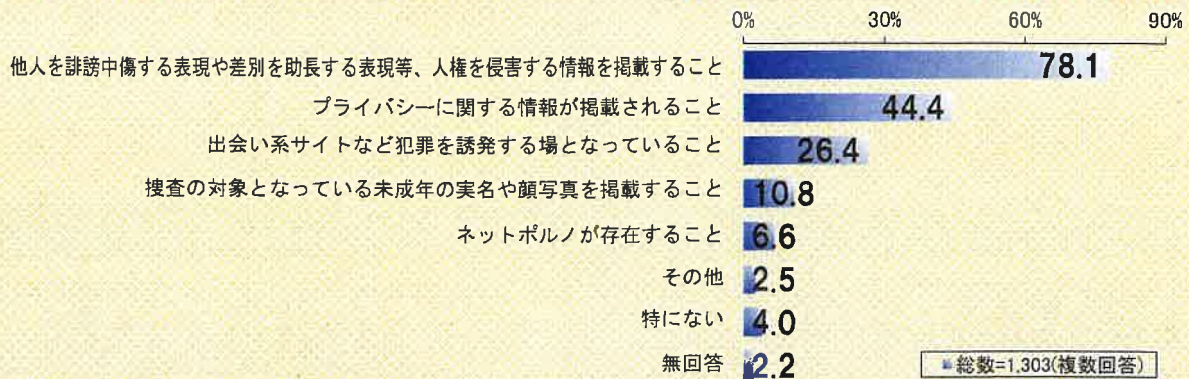
インターネットに関する人権について

気軽な書き込みも常に危険と隣り合わせです

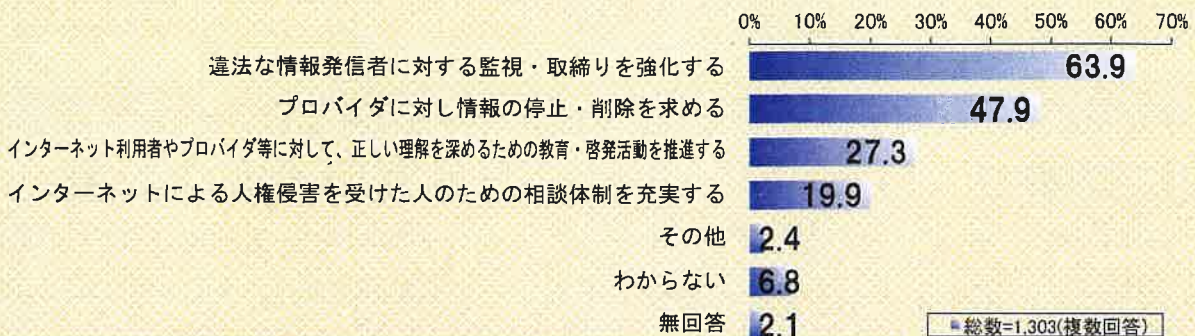


目黒区の調査から

● 人権上問題と思う: 誹謗(ひぼう)中傷やプライバシー情報の掲載



● 被害防止のためには監視・取締り強化やプロバイダへの働きかけが必要

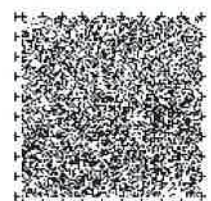


- ☑ インターネットは、世界中の人々とつながっている公共の場です。現実の社会生活と同様、ルールやマナーが必要です。
- ☑ インターネットに関する正しい知識を身に付けて、人権尊重意識を持って利用しましょう。

ご相談はこちらへ

目黒区の人権身の上相談 20 ページ参照

東京都	電話番号	対応時間等
東京都人権プラザ 「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談 弁護士による面接相談(1事例1回 40 分以内)	☎ 03-6722-0124 相談予約電話 月～金曜日 9:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)	木曜日 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)



その他の人権課題について

さまざまな人権侵害の根絶と権利の尊重が必要です

ホームレスの人権

ホームレスの問題は、仕事の減少や産業構造の変化といった社会的な要因と個人的な要因が複雑に絡み合って生じたものです。

ホームレスに対して差別的な言動をしたり、嫌がらせや暴行をすることは許されません。

犯罪被害者の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的な苦痛や周囲のうわさといった二次的被害に苦しめられています。

被害者及びその家族の立場に立って考え、支援していくことが大切です。

刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。

周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

パワーハラスメント

パワーハラスメントとは、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたりする行為です。防止に向けた取組が不可欠です。

拉致問題

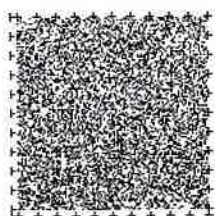
1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局により多くの日本人が拉致され、被害者の一部は帰国したものの、今なお拉致されたままです。拉致の可能性を排除できない人も大勢います。解決に向けた取組が必要です。

アイヌの人々の人権

北海道を中心とする地域に住む先住民族であるアイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在しています。現状を正しく認識するとともに、理解を深めることが必要です。

ハンセン病患者等

ハンセン病は感染しても発症することはほとんどありません。有効な治療薬もあり、早期発見、早期治療で完全に治ります。ハンセン病について正しい知識を持ち、その知識を周囲に伝えることで、偏見や差別をなくす必要があります。



災害に伴う人権問題

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災により、避難された多くの人々に対し、風評に基づく心無い嫌がらせ等が発生しました。偏見や差別的な行為は許されません。

人権尊重社会のために

あなたの行動が必要です



これまでの区の実践にもかかわらず、人権問題は依然として目黒区を取り巻く大きな課題です。「区民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない目黒区」の実現に向けて、一人ひとりが身近なところで起きる人権侵害に対して敏感になり、その解決のために積極的に行動しましょう。

☎ お悩みことはこちらへ ～主な相談窓口～

人権全体

目黒区	電話番号、FAX 番号	対応時間等
人権身の上相談	☎ 03-5722-9280 FAX03-5722-9469	第1・3木曜日 13:00～16:00 当日受付は 13:00～15:00 予約電話は 8:30～17:00
東京都、法務省	電話番号、FAX 番号	対応時間等
東京都人権プラザ（一般相談）	☎ 03-6722-0124 ☎ 03-6722-0125	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:30～17:30
みんなの人権 110 番	☎ 0570-003-110	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15

性的指向・性自認 男女平等や

男女平等・共同参画オンブズ 4 ページ参照

こころの悩みなんでも相談 4 ページ参照

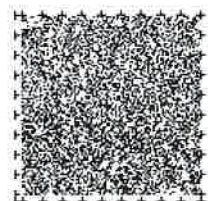
性自認及び性的指向に関する専門電話相談 6 ページ参照

児童虐待や子どもの問題

児童虐待相談・通告窓口 8 ページ参照

子ども相談室 8 ページ参照

児童相談 8 ページ参照



高齢者、障害者の保健・福祉

目黒区ほか		電話番号、FAX 番号	対応時間等
保健福祉サービスに関する苦情相談（目黒区社会福祉協議会）		☎ 03-5768-3963 FAX03-5768-3965	面談、予約優先 週1回（詳細はお問い合わせください）
権利擁護に関する専門相談（目黒区社会福祉協議会）		☎ 03-5768-3964 FAX03-5768-3965	面談、予約制 第1～4金曜日 13:30～16:30
地域包括支援センター	北部	☎ 03-5428-6891 FAX03-3496-5215	西部 ☎ 03-5701-7244 FAX03-3723-3432
	中央	☎ 03-5724-8066 FAX03-5722-9803	南部 ☎ 03-5724-8033 FAX03-3719-2031
	東部	☎ 03-5724-8030 FAX03-3715-1076	月～金曜日 8:30～19:00 土曜日 8:30～17:00 （祝日、年末年始を除く）

（同和問題） 部落差別

同和問題に関する専門相談 14 ページ参照

労働問題

東京労働局、東京都	電話番号	対応時間等
東京都労働相談情報センター 東京都ろうどう 110 番	☎ 0570-00-6110	月～金曜日 9:00～20:00 土曜日 9:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）
東京労働局総合労働相談センター （相談内容によっては、相談先をご案内）	☎ 03-3512-1608	月～金曜日 9:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）

犯罪被害者や その家族

その他	電話番号、FAX 番号	対応時間等
公益社団法人被害者支援 都民センター（電話相談）	☎ 03-5287-3336 FAX03-5287-3387	月曜日・木曜日・金曜日 9:30～17:30 火曜日・水曜日 9:30～19:00 （祝日、年末年始を除く）

相談先が わからない

目黒区	電話番号、FAX 番号	対応時間等
総務部人権政策課	☎ 03-5722-9214 FAX03-5722-9469	月～金曜日 8:30～17:00 （祝日、年末年始を除く）

みんな輝く－目黒区人権に関する意識調査から－

令和2年3月発行

主要印刷物番号 31-10

【編集・発行】目黒区総務部人権政策課

〒153-8573 東京都目黒区上目黒 2-19-15

TEL:03-5722-9214 FAX:03-5722-9469

【編集協力】株式会社 社会構想研究所

